

「厚生労働省組織令の一部を改正する政令案」について（説明要旨）

本政令案は、厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、医薬食品局から健康局にワクチンの生産及び流通の増進、改善及び調整に関する事務の移管等を行うものであります。

（参 考）本政令案の概要

1 内容

- (1) ワクチンの生産及び流通の増進、改善及び調整に関する事務を医薬食品局から健康局に移管するもの。
- (2) 職業能力開発局能力開発課の所掌事務に職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に関する事務を追加するもの。
- (3) 中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会の組織及び運営一般に関する事務を職業能力開発局総務課から同局能力評価課に移管するもの。

2 施行期日

平成23年10月1日

厚生労働省組織令の一部を改正する政令案要綱

一 健康局及び医薬食品局並びに健康局結核感染症課及び医薬食品局血液対策課の所掌事務を変更すること。

(第五条、第六条、第四十三条及び第五十五条関係)

二 職業能力開発局総務課、能力開発課及び能力評価課の所掌事務を変更すること。(第八十六条、第八十

七条及び第八十九条関係)

三 その他所要の規定を整備すること。

四 この政令は、平成二十三年十月一日から施行するものとする。

政令第 号

厚生労働省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「医薬食品局」を「他局」に改める。

第五条中第十八号を第十九号とし、第五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。

五 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第六条第一項第二号及び第四号中「覚せい剤」を「覚醒剤」に改め、同項第七号中「こと」の下に「（健康局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第三十八条第一号中「医薬食品局」を「他局」に改める。

第四十三条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

第五十五条第五号中「こと」の下に「（健康局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八十六条第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

第八十七条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四

条第二項に規定する認定職業訓練に関すること。

第八十九条に次の一号を加える。

五 中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会の組織及び運営一般に関すること。

附 則

この政令は、平成二十三年十月一日から施行する。

理 由

厚生労働省の所掌事務の的確な遂行を図るため、ワクチンの生産及び流通の増進、改善及び調整に関する事務を医薬食品局から健康局に移管する等の必要があるからである。

厚生労働省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医政局の所掌事務）</p> <p>第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の研究及び開発並びに生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十 十五 （略）</p> <p>（健康局の所掌事務）</p> <p>第五条 健康局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。</p> <p>六 十九 （略）</p> <p>（医薬食品局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬食品局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に関する取締りに関すること。</p>	<p>（医政局の所掌事務）</p> <p>第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 八 （略）</p> <p>九 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の研究及び開発並びに生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること（<u>医薬食品局の所掌</u>に属するものを除く。）。</p> <p>十 十五 （略）</p> <p>（健康局の所掌事務）</p> <p>第五条 健康局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 四 （略）</p> <p>五 十八 （略）</p> <p>（医薬食品局の所掌事務）</p> <p>第六条 医薬食品局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に関する取締りに関すること。</p>

三 (略)

四 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤に係る国際捜査共助に関すること。

五・六 (略)

七 生物学的製剤の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること（健康局の所掌に属するものを除く。）。

八〇二十三 (略)

2 (略)

(経済課の所掌事務)

第三十八条 経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（他局及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。

二〇四 (略)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十三条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 生物学的製剤（ワクチンに限る。）の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

三 (略)

(血液対策課の所掌事務)

第五十五条 血液対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

三 (略)

四 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に係る国際捜査共助に関すること。

五・六 (略)

七 生物学的製剤の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

八〇二十三 (略)

2 (略)

(経済課の所掌事務)

第三十八条 経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（医薬食品局及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。

二〇四 (略)

(結核感染症課の所掌事務)

第四十三条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 (略)

(血液対策課の所掌事務)

第五十五条 血液対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 生物学的製剤の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること（健康局の所掌に属するものを除く。）。

(総務課の所掌事務)

第八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、職業能力開発局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(能力開発課の所掌事務)

第八十七条 能力開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練に関する事。

五・六 (略)

(能力評価課の所掌事務)

第八十九条 能力評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)

五 中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会の組織及び運営一般に関する事。

一〇四 (略)

五 生物学的製剤の生産及び流通の増進、改善及び調整に関する事。

(総務課の所掌事務)

第八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会の組織及び運営一般に関する事。

四 前三号に掲げるもののほか、職業能力開発局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事。

(能力開発課の所掌事務)

第八十七条 能力開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四・五 (略)

(能力評価課の所掌事務)

第八十九条 能力評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇四 (略)



厚生労働省組織令の一部を改正する政令案 参照条文

○ 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）（抄）

（内部部局）

第七条（略）

2・3（略）

4 官房、局及び部の設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

5 庁、官房、局及び部（その所掌事務が主として政策の実施に係るものである庁として別表第二に掲げるもの（以下「実施庁」という。）並びにこれに置かれる官房及び部を除く。）には、課及びこれに準ずる室を置くことができるものとし、これらの設置及び所掌事務の範囲は、政令でこれを定める。

6・8（略）

○ 厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）（抄）

（医政局の所掌事務）

第四条 医政局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 保健医療に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 保健医療の普及及び向上に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

三 医療の指導及び監督に関すること（雇用均等・児童家庭局及び老健局の所掌に属するものを除く。）。

四 医療機関の整備に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

五 病院、診療所及び助産所における安全管理に関すること。

六 医師及び歯科医師に関すること。

七 保健師、助産師、看護師、歯科衛生士、診療放射線技師、歯科技工士、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士その他医療関係者に関すること（他局の所掌に属するものを除く。）。

八 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に関すること。

九 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の研究及び開発並びに生産、流通及び消費の増進、改善及び調整並びに化粧品の研究及び開発に関すること（医薬食品局の所掌に属するものを除く。）。

十 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、賃貸業及び修理業（化粧品にあつては、研究及び開発に係る部分に限る。）の発達、改善及び調整に関すること。

十一 医療機器（医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。）の配置及び使用に関する事。

十二 国立ハンセン病療養所における医療の提供並びに研究及び研修に関する事。

十三 独立行政法人国立病院機構の組織及び運営一般に関する事。

十四 国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センターをいう。以下同じ。）の組織及び運営一般に関する事。

十五 前各号に掲げるもののほか、公衆衛生の向上及び増進に関する事（大臣官房及び他局の所掌に属するものを除く。）。

（健康局の所掌事務）

第五条 健康局は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 国民の健康の増進及び栄養の改善並びに生活習慣病に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。

二 厚生労働省の所掌事務に係るがんその他の悪性新生物対策に関する基本的な政策の企画及び立案並びに調整に関する事。

三 衛生教育に関する事。

四 感染症の発生及びまん延の防止に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。

五 港及び飛行場における検疫に関する事（医薬食品局の所掌に属するものを除く。）。

六 臓器の移植に関する事。

七 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病の予防及び治療に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。

八 原子爆弾被爆者に対する援護に関する事。

九 栄養士、管理栄養士及び調理師に関する事。

十 地域における保健の向上に関する事。

十一 建築物衛生の改善及び向上に関する事。

十二 埋葬、火葬及び改葬並びに墓地及び納骨堂に関する事。

十三 理容師、美容師及びクリーニング師に関する事。

十四 理容所、美容所、興行場、旅館、公衆浴場その他の多数の者の集合する場所及びクリーニング所の衛生に関する事。

十五 公衆衛生の向上及び増進並びに国民生活の安定の観点からの生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第二条第一項各号に掲げる営業の発達、改善及び調整に関する事。

十六 株式会社日本政策金融公庫の行う業務に関する事。

十七 水道に関する事。

十八 前各号に掲げるもののほか、保健医療事業並びに生活衛生の向上及び増進に関する事（他局の所掌に属するものを除く。）。

(医薬食品局の所掌事務)

第六条 医薬食品局は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器その他衛生用品の品質、有効性及び安全性の確保に關すること。
- 二 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に關する取締りに關すること。
- 三 麻薬取締官及び麻薬取締員が司法警察員として行ふ職務に關すること。
- 四 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚せい剤に係る国際捜査共助に關すること。
- 五 毒物及び劇物の取締りに關すること。
- 六 採血業の監督及び献血の推進その他の血液製剤の安定的な供給の確保に關すること。
- 七 生物学的製剤の生産及び流通の増進、改善及び調整に關すること。
- 八 医療機器その他衛生用品に關する工業標準の整備及び普及その他の工業標準化に關すること。
- 九 薬剤師に關すること。
- 十 独立行政法人医薬品医療機器総合機構の行う業務に關すること。
- 十一 前各号に掲げるもののほか、薬事に關すること（医政局の所掌に属するものを除く。）。
- 十二 人の健康を損なうおそれ又は生活環境動植物（化学物質の審査及び製造等の規制に關する法律（昭和四十八年法律第一百七号）第二条第二項第一号ロ（2）に規定する生活環境動植物をいう。第五十二条第九号において同じ。）の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質に対して環境衛生上の観点からする評価及び製造、輸入、使用その他の取扱いの規制に關すること。
- 十三 有害物質を含有する家庭用品の規制に關すること。
- 十四 ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。以下同じ。）の耐容一日摂取量（同法第六条第一項に規定する耐容一日摂取量をいう。以下同じ。）に關すること。
- 十五 飲食に起因する衛生上の危害の防止に關すること。
- 十六 販売の用に供し、又は営業上使用する食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃ（以下「食品等」という。）の取締りに關すること。
- 十七 栄養成分を補給し、又は特別の保健の用途に適するものとして販売の用に供する食品に關すること（公衆衛生の向上及び増進に關することに限る。）。
- 十八 検疫港又は検疫飛行場の区域内にある船舶若しくは航空機又は施設、建築物その他の場所の衛生状態の調査に關すること。
- 十九 検疫所の組織及び運営一般に關すること。
- 二十 製菓衛生師に關すること。

二十一 と畜場及び食鳥処理場の衛生の確保、と畜検査及び食鳥検査その他獣畜及び食鳥の処理の適正に関すること。

二十二 化製場その他これに類する施設の規制に関すること。

二十三 第十五号から第二十一号までに掲げるもののほか、食品の安全性の確保に関すること（食品衛生に関することに限る。）。

2 (略)

(経済課の所掌事務)

第三十八条 経済課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（医薬食品局及び研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。

二 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の製造業、製造販売業、販売業、賃貸業及び修理業の発達、改善及び調整に関すること（研究開発振興課の所掌に属するものを除く。）。

三 医薬品、医薬部外品、医療機器その他衛生用品の輸出入に関すること。

四 医療機器（医療用品、歯科材料及び衛生用品を除く。）の配置及び使用に関すること（指導課の所掌に属するものを除く。）。

(結核感染症課の所掌事務)

第四十三条 結核感染症課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 結核その他の感染症（エイズを除く。）の発生及びまん延の防止に関すること（他局及び総務課の所掌に属するものを除く。）。

二 港及び飛行場における検疫に関すること（医薬食品局の所掌に属するものを除く。）。

(血液対策課の所掌事務)

第五十五条 血液対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 採血業の監督に関すること。

二 献血の推進に関すること。

三 血液製剤の適正な使用の確保に関すること。

四 前二号に掲げるもののほか、血液製剤の安定的な供給の確保に関すること。

五 生物学的製剤の生産及び流通の増進、改善及び調整に関すること。

(総務課の所掌事務)

第八十六条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 職業能力開発局の所掌事務に関する総合調整に関すること。

二 職業能力開発促進法第五条第一項に規定する職業能力開発基本計画及び同法第七条第一項に規定する都道府県職業能力開発計画に関すること。

三 中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会の組織及び運営一般に關すること。
四 前三号に掲げるもののほか、職業能力開発局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関する事
（能力開発課の所掌事務）

第八十七条 能力開発課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 公共職業訓練に關すること。
二 職業能力開発促進法第二十七条第一項に規定する準則訓練に關する基準、教科書その他の教材及び同法第二十一条第一項に規定する技能照査に關すること。

三 職業訓練指導員に關すること。

四 介護労働安定センターの組織及び運営一般に關すること。

五 介護労働者の雇管理の改善等に關する法律（平成四年法律第六十三号）第十八条第一項第四号に規定する教育訓練に關すること。
（能力評価課の所掌事務）

第八十九条 能力評価課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 技能検定に關すること。

二 事業主その他の関係者による職業能力検定（職業能力開発促進法第二条第三項に規定する職業能力検定をいう。）に關すること。

三 前二号に掲げるもののほか、職業能力の評価に關すること。

四 第一号及び第二号に掲げるもののほか、労働者の技能の向上に關すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

○ 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に關する法律（平成二十三年法律第四十七号）（抄）

（厚生労働大臣による職業訓練の認定）

第四条 （略）

一～三 （略）

2 厚生労働大臣は、前項の認定に係る職業訓練（以下「認定職業訓練」という。）が同項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 （略）